

令和6年度の健全化判断比率及び資金不足比率について

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、地方公共団体は健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を算定し、議会に報告のうえ公表することが義務付けられました。比率が基準以上となった場合は、財政健全化計画や財政再生計画を策定し、国や県の指導を受けながら財政健全化を進めることとなります。

後述のとおり、本市では令和6年度決算時で各指標とも早期健全化基準を下回っています。今後も更なる健全化を目指して取り組みを進めてまいります。

健全化判断比率

健全化判断比率は、①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率の4つの比率によって表しています。

令和6年度健全化判断比率

比 率	令和6年度	令和5年度	国が定める基準	
			早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	13.30%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	—	18.30%	30.00%
③実質公債費比率	7.1%	7.1%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	—	—	350.0%	

※「—」は、当該比率が生じていないことを表しています。

現在の状況と今後の見通し

健全な比率を維持しており、令和6年度は7.1%と県内13市の中では3番目に低い値となりました。

今後は、令和8年に開所を予定している「新中部保育所（仮称）」の建設費用のほか、これから予定されている公共施設の老朽化対策などの大規模事業実施に伴う市債の元金償還が順次始まります。

このような状況の中、将来にわたって財政の健全性を確保していくため、中期財政計画を随時見直ししながら、引き続き財政の健全化に向けた取り組みを実施していきます。

資金不足比率

この比率は、特別会計のうち水道事業や下水道事業など、市民の皆さんから料金をいただいて民間企業と同じような経営をしている公営企業の財政状況を判断する比率です。

令和6年度資金不足比率

特 別 会 計	資金不足比率（％）	国が定める基準 （経営健全化基準）
水道事業会計	— （資金不足なし）	20.0％
下水道事業会計	— （資金不足なし）	20.0％

すべての会計において資金不足はなく、健全な経営を行っています。今後とも行財政改革を推進しながら、健全な財政運営に努めてまいります。

各比率の説明

実質赤字比率

一般会計の1年間の収入と支出の結果、黒字であったのか赤字であったのか、赤字の場合はどの程度の赤字であるのかを表すものであり、一般会計の財政運営の深刻さをはかる指標です。

この比率は、一般会計の赤字額が、地方税や普通交付税などの使いみちが特定されていない歳入の標準的な合計額（標準財政規模）の何割に相当するかという方法で算出します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}^{※1}}$$

（※1）標準財政規模の額：標準的に収入が見込まれる一般財源の総額（市税、地方譲与税、普通交付税、臨時財政対策債などの収入見込の合計額）

連結実質赤字比率

一般会計や公営企業会計と、その他の特別会計のすべてを合わせた自治体全体の赤字の程度を

表すものであり、自治体全体の財政運営の深刻さをはかる指標です。

この比率は、全会計の赤字額が標準財政規模の何割に相当するかという方法で算出します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}^{\ast 2}}{\text{標準財政規模}}$$

(※2) 連結実質赤字額：全会計の赤字額（資金不足額）－全会計の黒字額（資金剰余額）

実質公債費比率

借入金（地方債）の年間の返済額や、借入金の返済に似た性格を持つ支出の年間の額の大きさがどの程度であるかを表すものです。この比率が高いと借入金の返済などの経費が多くなり、それ以外の施策に使えるお金が少なくなることから、一般会計をはじめとする自治体の会計全体の資金繰りの危険度をはかる指標と言えます。

この比率は、一般会計が借り入れした借入金の返済と、上下水道事業などの公営企業や一部事務組合などが借り入れした借入金の返済のために一般会計から支出した繰出金や負担金などの経費の合計が、標準財政規模の何割に相当するかという方法で算出します。（3か年平均で算出します）

$$\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債元利償還金等}^{\ast 3} - (\text{特定財源}^{\ast 4} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額}}$$

(※3) 地方債元利償還金等：一般会計の元利償還金のほか、特別会計や一部事務組合の元利償還金に対する繰出金や負担金、債務負担行為のうち公債費に準ずるもの（国営事業の負担金など）など

(※4) 特定財源：元利償還金に充当できる県補助金や市営住宅使用料など

将来負担比率

自治体のメインの会計である一般会計の、将来にわたって負担しなければならない債務が現時点でどの程度となるかを示すものであり、自治体の将来的な財政を圧迫する可能性の高さをはかる指標となります。

この比率は、一般会計の地方債残高と、公営企業や一部事務組合などの借入金のうち将来一般会計などで負担することとなる繰出金や負担金の見込額、債務負担行為に基づく今後の支出予定額、全職員の退職手当支給見込額など、一般会計が将来負担していくべき実質的な負担額が標準財政規模の何倍に相当するかという方法で算出します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額}^{\ast 5} - (\text{充当可能基金} + \text{特定財源} + \text{地方債現在高に係る基準財政需要額})}{\text{標準財政規模} - \text{元利償還金等に係る基準財政需要額}}$$

(※5) 将来負担額：一般会計の地方債残高のほか、特別会計や一部事務組合の元金償還金に充てるための繰出金や負担金の今後支出見込額、公債費に準ずる債務負担行為の今後支出予定額及び全職員の退職手当支給見込額

資金不足比率

上下水道事業などの公営企業の資金不足（一般会計などの実質赤字に相当）の程度を表すものであり、公営企業の経営の深刻度をはかる指標です。

この比率は、公営企業における資金不足額が事業規模である料金収入の何割に相当するかという方法で算出します。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}^{\ast 6}}{\text{事業の規模}^{\ast 7}}$$

(※6) 資金の不足額：水道事業や公共下水道事業特別会計などの公営企業の資金不足額

(※7) 事業の規模：営業収益の額－受託工事収益の額